

新旧対照表（横浜市体育指導委員規則の一部改正）

旧（現行）	新（改正後）
<p><u>横浜市体育指導委員規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）</u> <u>第19条第2項の規定に基づき、体育指導委員の職務及び任期その</u> <u>他体育指導委員</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 <u>体育指導委員</u>は、市民のスポーツの<u>振興</u>のため、次に掲げ る職務を行う。</p> <p>(1) <u>スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図るこ</u></p>	<p><u>横浜市スポーツ推進委員規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32</u> <u>条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」とい</u> <u>う。）</u>の職務及び任期<u>その他委員</u>に関し必要な事項を定めるもの とする。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 <u>委員</u>は、市民のスポーツの<u>推進</u>のため、次に掲げる職務を 行う。</p> <p>(1) <u>スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協</u> <u>力を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。</u></p>

と。

(3) 行政機関又はスポーツ関係団体が行うスポーツに関する行事又は事業に関し協力すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

(任期)

第3条 体育指導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 体育指導委員は、再任されることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても体育指導委員を解嘱することができる。

(服務)

第4条 体育指導委員は、その職務を遂行するに当たり、相互に密接な連絡をし、協力しなければならない。

2 体育指導委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不

(3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(服務)

第4条 委員は、その職務を遂行するに当たり、相互に密接な連絡をし、協力しなければならない。

2 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉とな

名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第5条 体育指導委員は、常にその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(地区協議会)

第6条 市長が別に定める区域の体育指導委員相互の連絡及び協議を行うため、当該区域ごとに地区体育指導委員連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を置く。

- 2 地区協議会は、前項の区域内の体育指導委員をもって組織する。
- 3 地区協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、地区協議会の会議を主宰する。

(区協議会)

第7条 地区協議会相互の連絡及び協議を行うため、区の区域ごとに区体育指導委員連絡協議会（以下「区協議会」という。）を置く。

るような行為をしてはならない。

(研修)

第5条 委員は、常にその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(地区協議会)

第6条 市長が別に定める区域の委員相互の連絡及び協議を行うため、当該区域ごとに地区スポーツ推進委員連絡協議会（以下「地区協議会」という。）を置く。

- 2 地区協議会は、前項の区域内の委員をもって組織する。
- 3 地区協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、地区協議会の会議を主宰する。

(区協議会)

第7条 地区協議会相互の連絡及び協議を行うため、区の区域ごとに区スポーツ推進委員連絡協議会（以下「区協議会」という。）を置く。

- 2 区協議会は、区の区域内の地区協議会の会長をもって組織する。
- 3 区協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、区協議会の会議を主宰する。

(市協議会)

第8条 区協議会相互の連絡及び協議を行うため、市体育指導委員
連絡協議会（以下「市協議会」という。）を置く。

- 2 市協議会は、区協議会の会長をもって組織する。
- 3 市協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、市協議会の会議を主宰する。

(以下省略)

- 2 区協議会は、区の区域内の地区協議会の会長をもって組織する。
- 3 区協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、区協議会の会議を主宰する。

(市協議会)

第8条 区協議会相互の連絡及び協議を行うため、市スポーツ推進
委員連絡協議会（以下「市協議会」という。）を置く。

- 2 市協議会は、区協議会の会長をもって組織する。
- 3 市協議会に会長を置き、その構成員の互選により定める。
- 4 前項の会長は、市協議会の会議を主宰する。

(以下省略)